

警報発令時などの措置について(R8・9月更新)

- 「暴風警報」、「特別警報」、「大雨危険警報」、「高潮危険警報」のいずれかが大阪市に発表されている場合

時 間 帯		措 置
①	午前 6 時まで解除の場合	平常通り当日の予定を実施(8:25 までに登校)
②	午前6時以降～午前7時までに解除	【9:50 始業】 当日の予定の授業を 40 分授業で実施
③	午前7時以降～午前9時までに解除	【11:50 始業】 4～6 限ないし 7 限の 50 分授業 短縮期間のときは臨時休業
④	午前 9 時現在で発令中の場合	【臨時休業】

(注意)上記以外の警報の場合は、平常通りです。「特別警報」は、すべての災害に適応されます。

- ◆ ただし、「暴風警報」、「特別警報」、「危険警報」のいずれかが居住地域に発令されている場合は自宅待機とし、学校へその状況を連絡すること。
- ◆ 警報が解除された場合であっても安全を最優先に行動してください。

※ なお、併設の咲くやこの花中学校の措置は別途定めております。